

森林整備地域活動支援交付金基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第14号

森林整備地域活動支援交付金基金条例の一部を改正する条例

森林整備地域活動支援交付金基金条例（平成14年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
1 [略]	1 [略]
2 この条例は、 <u>平成24年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成29年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。